

ID: 21

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	利用の停止命令		
例規名 根拠条項	赤平市立学校管理規則 第29条第1項		
例規番号	平成6年教育委員会規則第1号		
<p>【根拠条文】 (利用停止及び賠償) 第29条 教育長及び校長は、次に掲げる各号の一に該当すると認めるときは利用者に対し、利用の停止を命ずることができる。ただし、校長が停止を命じたときは、直ちに、教育長にその旨を報告しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 利用の内容が申請又は申込の内容と異なったとき。 (2) 利用者が利用の権利を他人に譲渡若しくは転貸したとき。 (3) 利用の許可又は同意を受けない部分の学校施設を利用したとき。 (4) 学校施設を損傷したとき。 (5) 教育長及び校長の指示に反したとき。 (6) その他教育上必要あるとき、又は緊急の事態が生じたとき。 <p>2 利用者は、学校施設を損傷し、若しくは滅失し、その他障害を与えたときは、教育長の指示にしたがい学校施設を復旧し、又はその損害を賠償しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設に係る措置) 第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 24

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	就学援助費の返還		
例規名 根拠条項	赤平市就学援助費支給規則 第8条		
例規番号	平成24年教育委員会規則第1号		
<p>【根拠条文】 (返還) 第8条 委員会は、前条の規定により認定を取り消した場合において、既に就学援助費を支給しているときは、当該就学援助費の全部又は一部を返還させるものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 28

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	手当の返還		
例規名 根拠条項	赤平市遺児就学手当支給条例 第9条		
例規番号	昭和44年条例第16号		
<p>【根拠条文】 (手当の返還) 第9条 偽りその他不正の行為によって手当を受けたときは、委員会は当該手当を返還させることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 29

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	保育料の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市立幼稚園条例 第4条第1項		
例規番号	昭和61年条例第31号		
<p>【根拠条文】 (保育料) 第4条 幼稚園に入園している児童(以下「園児」という。)の保護者は、教育委員会規則で定めるところにより、保育料を納付しなければならない。 2 前項の保育料の額は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第3項第2号の政令で定める額を限度として、教育委員会規則で定める額とする。</p> <p>【基準】 根拠条文及び赤平市立幼稚園条例施行規則第15条の規定による。 (保育料の額) 第15条 保育料の額は、別表に定める額とする。 2 前項の規定にかかわらず、月の途中において入園し、又は退園した場合におけるその月の保育料は、当該各号に定める算式により計算した額とする。ただし、当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 (1) 月途中入園 前項の規定による当該月の保育料の額×月途中入園日からの開園日数(当該開園日数が20日を超える場合にあつては、20日)÷20 (2) 月途中退園 前項の規定による当該月の保育料の額×月途中退園日の前日までの開園日数(当該開園日数が20日を超える場合にあつては、20日)÷20</p>			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 30

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	預かり保育料の徴収		
例規名 根拠条項	赤平市立幼稚園条例 第5条第2項		
例規番号	昭和61年条例第31号		
<p>【根拠条文】 (預かり保育) 第5条 赤平市教育委員会(以下「委員会」という。)は、園児の保護者から申込みがあったときは、幼稚園において預かり保育(園児を対象に教育課程に係る教育時間外に行う保育をいう。以下同じ。)を行うことができる。 2 預かり保育を受けた園児の保護者は、教育委員会規則で定めるところにより、預かり保育料として園児1人につき月額4,000円を納付しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文及び赤平市立幼稚園預かり保育の実施に関する規則第2条の規定による。 (対象者) 第2条 預かり保育の対象者は、赤平市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)に入園している児童(以下「園児」という。)のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 園児の保護者(以下「保護者」という。)のいずれもが、家事以外の就労をしている場合 (2) 保護者又は家族の通院、介護若しくは看護により、緊急に保育が必要となった場合 (3) 前2号に掲げるもののほか、赤平市教育委員会(以下「委員会」という。)が、当該園児について預かり保育を必要と認めた場合</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 33

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	保育料等の減免の取消し		
例規名 根拠条項	赤平市立幼稚園条例施行規則 第20条		
例規番号	昭和61年教育委員会規則第5号		
<p>【根拠条文】 (保育料等の減免の取消し) 第20条 申請者が、偽り又は不正な手段により減免の認定を受けたことが判明したときは、委員会はその認定を取り消すことができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 34

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	許可の取消し等		
例規名 根拠条項	赤平市立幼稚園預かり保育の実施に関する規則 第5条第1項		
例規番号	平成27年教育委員会規則第9号		
<p>【根拠条文】 (許可の取消し等) 第5条 委員会は、預かり保育を行っている園児が次の各号のいずれかに該当するときは、預かり保育の許可を取り消し、又は預かり保育を休止することができる。</p> <p>(1) 幼稚園を退園となったとき、又は休園となっているとき。 (2) その他委員会が、当該園児について預かり保育を行うことを不相当と認めたとき。</p> <p>2 委員会は、前項の規定により預かり保育の許可を取り消し、又は預かり保育を休止したときは、預かり保育許可取消(休止)通知書(様式第5号)により、園長を経由して当該保護者に通知しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 35

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	給食費の徴収
例規名 根拠条項	赤平市学校給食費の管理に関する条例 第4条
例規番号	平成29年条例第30号

【根拠条文】

(学校給食費の徴収)

第4条 市長は、次に掲げる者から学校給食費を徴収する。

(1) 前条第1号の規定により学校給食を受ける児童又は生徒の保護者（学校教育法第16条に規定する保護者をいう。）

(2) 前条第2号の規定により学校給食を受ける者

2 学校給食費の額は、市長が別に定める。

【基準】

根拠条文、赤平市学校給食費の管理に関する条例施行規則第4条及び第7条の規定による。

(学校給食費の額)

第4条 市長は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第8条第1項の学校給食実施基準を勘案して児童等1人に係る1回当たりの学校給食費の額（以下「学校給食単価」という。）を定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により学校給食単価を定めたときは、当該学校給食単価を告示するものとする。これを変更したときも、同様とする。

3 学校給食を受ける者が、牛乳の提供を受けないとき、又は牛乳以外の学校給食の提供を受けないときは、市長は、その者に係る学校給食単価に必要な調整を行うものとする。

(学校給食費の納付等)

第7条 学校給食を受ける児童等の保護者は、学校給食単価（第4条第3項の規定による調整を行った場合にあつては、当該調整を行った後の学校給食単価）に第5条の規定により決定した学校給食を実施する回数に乗じて得た額を、市長が定める方法により10期に分割し、学校給食を受ける日の属する年度の5月から翌年2月までの各月の末日（12月にあつては、28日）までに納付しなければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、分割して納付すべき回数及び期限を変更することができる。

2 転学その他の理由により、年度の途中において学校給食を受け、又は受けないこととなる児童等があるときは、市長は、当該年度において当該児童等に対して学校給食を実施する回数に応じて算出した額の学校給食費を、当該児童等の保護者から徴収する。

3 市長は、学校給食を受けている児童等が病気、事故その他の理由により学校給食を連続して5回以上受けないとき（あらかじめ学校給食の停止を希望する日の3日前までに、学校給食（停止・再開）届（様式第4号）により届出をした場合であつて、市長が当該届出に係る学校給食を実施しないときに限る。）は、当該児童等の保護者に係る学校給食費の額から、当該受けない学校給食に係る学校給食費に相当する額を減額するものとする。

4 前項の規定により学校給食を停止した者が、学校給食の提供の再開を希望する場合は、当該希望する日の3日（休日を除く。）前までに、学校給食（停止・再開）届（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

5 市長は、学校給食を受けている児童等の保護者に変更があつたときは、当該変更があつた

日以後に当該児童等を実施する学校給食に係る学校給食費については、当該変更後の保護者から徴収するものとする。この場合において、市長は、当該変更前の保護者に係る学校給食費の額に必要な調整を行うものとする。

備考	
----	--

設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	平成 30 年 1 月 9 日
-------	------------------	---------	-----------------